



平成27年12月11日
土地・建設産業局建設業課

社会保険等未加入業者への加入等指導状況について
(平成24年11月～平成27年9月までの状況)

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざという時の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このため、国土交通省及び都道府県の建設業許可部局では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、建設企業間の健全な競争環境を構築するため、建設業の許可申請時及び経営事項審査時等に社会保険等加入の確認・指導を平成24年11月から行っており、平成29年度を目処に事業者単位で建設業許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指し、総合的対策を推進しているところです。

今般、平成24年11月から平成27年9月末時点の社会保険等加入の確認・指導件数の状況がまとまりましたので、別添のとおりお知らせいたします。

問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課

課長補佐 山 王（内線 24715）

許可係長 鈴 木（内線 24718）

TEL:(03) 5253-8111（代表）

(03) 5253-8362（直通）

FAX:(03)5253-1553